立川市少年野球連盟 規約 2015/1/30

立川市少年野球連盟 規約

第1章 総則

第 1 条 (名 称)

本団体の名称を、立川市少年野球連盟と称す。(以下本連盟と略す)

第 2 条 (事務所)

本連盟の事務所を立川市内に置く。

第 3 条 (目 的)

本連盟は、立川市に所在する少年野球チーム(以下チームと略す)を統括し、少年野球の興隆発展に寄与し、併せて少年の健全な育成、体位向上を目標とし、チーム相互の協力により運営と親善を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1. 各種少年野球大会の企画実施
- 2. 所属チームの連絡・助成
- 3. 少年野球技術向上の為の講習会等の開催
- 4. 東京都軟式野球連盟に加盟(準加盟)し立川支部とする。
- 5. 各種少年野球大会へ代表チームの派遣
- 6. その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第 5 条 (組織)

本連盟は、本規約第6条、及び第7条の規定に従い、所定の手続きを行い、本連盟に登録した チーム、及び本連盟の趣旨に賛同し、少年野球を愛好する者を以って組織する。

第2章 登録及び加盟・脱退

第 6 条 (チーム登録)

本連盟に登録するチームは、立川市に所在し、次の条件を具備したうえで、本連盟所定の「連盟登録用紙」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。登録は毎年2月とする。変更がある場合は、本連盟所定の「連盟登録変更用紙」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。

- 1. 小学校六年生までの選手で編成されたチームであること。選手は男子、女子を問わないものとする。
- 2. 20歳以上の指導者を有するチームで、指導者が本連盟の運営に協力できること。
- 3. 本連盟が主催・主管する大会、及び本連盟からの審判員派遣要請に対して応諾可能な審判技 術を持つ人材を有していること。
- 4. チームに所属する選手全員がスポーツ障害保険に加入し、保護者の承諾を得たチームであること。
- 5. 本連盟が定める規約、その他の規定が遵守できること。

第 7 条 (選手資格・登録)

本連盟に登録できる選手は、原則として立川市に在住、在学の学童とし、男子、女子を問わないものとする。

登録は大会毎に行い、本連盟所定の「連盟選手登録名簿」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。追加登録は随時可能とする。

第 8 条 (新規加盟)

本連盟への新規加盟(中途加盟も含む)は、理事会の承認を必要とする。

第 9 条 (加盟手続き)

新規加盟を申請するチームは、本連盟が定める「加盟申込書」へ必要事項を記入し、本連盟事務局へ提出しなければならない。

本連盟事務局は、理事会に報告し、理事会は加盟の可否を審議し、結果を事務局より申請チームへ回答する。ここで云う新規加盟の申請は、過去に登録されたチームが、一度脱退し、再度加盟を希望する場合も適用される。この場合脱退した理由、期間は問わない。

第10条(登録費・新規加盟金)

- 1. 登録するチームは、所定の登録費を納入しなければならない。登録費納入をもって登録の完了と認め、本連盟会員の資格を得る。
- 2. 新規加盟チームは、所定の新規加盟金、登録費を納入せねばならない。過去に登録されたチームでも一年以上登録されない場合は、新規加盟チームとして扱う。
- 3. 登録費・新規加盟金は別に定める。

第11条 (脱退)

チームは、次の事項に該当したとき、理事会の承認を得て、本連盟会員の資格を失い、脱退するものとする。 脱退に際して既に納金された新規加盟金、登録費等財産上の一切の権利を失う。

- 1. 本規約第6条に定める条件を具備しなくなったとき。
- 2. チーム代表者が脱退の意思を理事会に表明したとき。

第3章役員

第12条(役員の種別)

本連盟役員は、会長、理事、監事を以って構成する。

- 1. 会 長 1 名
- 2. 副会長 1 名
- 3. 理事 本規約第13条により選出された人数

なお理事互選により下記役職を置くものとする。

理事長	1 名	会 計	1 名
副理事長	2 名	運営部部長	1 名
審判部部長	1 名	運営部副部長	若干名
事務局長	1 名	広報部部長	1 名
事務局次長	若干名	広報部副部長	1 名

事務局次長、運営部副部長の人数は、選出される理事の数により決めることとする。

4. 監事 2 名

第13条 (選出)

1. 会長及び副会長 本連盟総会で決定する。

2. 理事

本連盟登録チームより選出された各チームを代表とする者と、改選時の理事会、及び審判部が推薦する者のなかから、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。

3. 監事

本連盟登録チームより推薦された者と、改選時の理事会が推薦する者のなかから、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。

第14条(名誉会長・顧問)

本連盟に名誉会長、顧問を置くことができる。名誉会長、顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第15条(役員の職務)

1. 会長

本連盟を代表し連盟を統括する。

本規約第4条第4項に定める「東京都軟式野球連盟」立川支部長を兼務する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3. 理事

本規約第12条第2項に定める役職を担当し、本連盟事業の企画・運営・実行にあたる。 また本連盟登録チームより選出された理事は、本連盟に対し、所属するチームを代表する。 従って本連盟運営にあたって本連盟からの指示、要請、連絡事項を、確実、且つ速やかにチ ーム内、関係者へ伝達し、対応するものとし、本連盟と所属するチームとが、全てにおいて 情報を共有し円滑な運営が計られるよう活動する。

- (1) 理事長は、理事を代表し本連盟事業の企画・執行にあたる。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、各部に指導・助言・助成を行い、理事長に事故あると きはこれを代行する。
- (3) 審判部部長は、別途組織する審判部を統括し、本連盟の審判に関わる事項一切を担当し、審判に関わる一切の権限を有する。
- (4) 事務局長は、連盟記録の保持、事務連絡業務(含・関係諸団体との連絡業務)、その他連盟の総務・庶務業務を遂行する。
- (5) 会計は、本連盟の会計を担当する。
- (6) 運営部部長は、本連盟が主催・主管する大会の運営を行い、大会参加チームの掌握、 試合の組み合わせ、試合グラウンドにおける運営に関わる事項を担当する。 本連盟の保有する備品、用具類の管理を担当する。
- (7) 広報部部長は、本連盟の活動を対外的に広報する事を担当する。
- (8) 各部副部長、事務局次長は、各部局長を補佐し、各部局の分掌において、その職務を 遂行する。各部局長が事故あるときはこれを代行する。

4. 監事

本連盟の事業及び会計を監査する。

第16条(任期)

役員の任期は、次に定める。

1. 会長はその役職遂行不能になった場合、または、辞任の申し出があった場合とし、欠けた場合は本連盟総会で決定する。決定するまでの間は、本規約第15条の規定により代行者を置

くものとする。名誉会長・顧問はその役職遂行不能になった場合、または、辞任の申し出が あった場合とする。

- 2. 本連盟登録チームに所属しない理事及び監事の任期は、3月1日から翌々年2月末日までの2年とする。2年を一期とし、再選は原則三期までとする。ただし、それ以降は、本連盟総会で議決された場合、複数再選は妨げないものとする。任期満了に満たない時点で欠員がでたとき、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。決定するまでの間は、本規約第15条の規定により代行者を置くものとする。後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3. 本連盟登録チームを代表としての理事の任期は特に定めない。ただし、理事、及び理事が所属するチームの都合により、理事の交代等の変更があったとき、チーム代表者はその責任において速やかに後任者を決定し、本連盟事務局に届け出なければならない。

第17条 (理事、監事の解任)

理事、監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会における議決に基づき解任することができる。この場合において、当該理事、監事に対し、議決前に弁明の機会を与えることができる。

- 1. 心身の故障のために、職務に堪えないとき。
- 2. 職務上の義務違反、その他理事、監事として相応しくない行為があったとき。

なお、理事・監事が解任となった場合は、本規約第16条第2項、第3項に準じて後任者を選出する。

第4章会議

第18条 (種 別)

本連盟の会議は、総会、理事会とする。

第19条(総会)

総会は、本連盟の最高決議機関とし、「本連盟登録チームの代表者」と役員を以って組織し、会長が招集する。議長はその総会において出席者の中から選任する。なお理事が「本連盟登録チームの代表者」として出席することを妨げない。

- 1. 定期総会は、毎年2月に招集し、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度事業報告、及び会計決算報告・会計決算監査報告の承認の件
 - (2) 今年度事業計画、及び予算の件
 - (3) 役員の選任に関する件
 - (4) 規約の変更
 - (5) 理事会の提案事項
 - (6) その他必要なる事項
- 2. 臨時総会は、本連盟の目的遂行にあたり必要あるとき、理事会の決議により開催できることとする。

第20条 (理事会)

理事会は、本規約第12条第3項に定める役員で構成し、理事長が必要と認めたとき招集し、 事務局長が進行役となり、次の事項を討議・決議する。また、会長・副会長および監事は出席 し、意見を述べることができる。

- 1.前年度事業、及び会計決算の確認
- 2.今年度事業計画案、及び予算案の作成

- 3.総会、理事会で決議された事項の執行に関する件
- 4.本規約で規定された事項の決議
- 5.総会に付議すべき事項の決定
- 6. その他必要なる事項

第21条 (成立・議決)

総会、及び理事会は、組織・構成する者の3分の2以上の出席を以って成立し、総会の決議は 出席した登録チームの過半数を以って決し、理事会の決議は出席者の過半数を以って決する。 賛否同数の場合、総会は会長、理事会は理事長が決定する。

会議出席不能の者は、委任状をもって議決権を代行させることができる。これを行わない者は その議決に異議の申し立てをすることができない。

第22条(議事録)

総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。

- 1. 議事録を作成する者は、事務局長、または事務局次長とする。
- 2. 理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 会計

第23条(経費)

本連盟の経費は、本連盟登録チームの納金する会費(新規加盟金を含む)、寄付金、及びその他の収入を以ってこれに充てる。会費は次に定めその額は理事会で決定する。一度納金し、本連盟が受領した会費は理由の如何を問わず払い戻しはしない。

- 1. 登録費(新規加盟金を含む)
- 2. 大会参加費(大会每)
- 3. 選手登録費(春季・夏季・秋季の定期大会毎)
- 4. その他、周年記念積立金、運営協力費等、総会、及び理事会で議決されたもの。

第24条(会計·事業年度)

本連盟の会計・事業年度は、3月1日から翌年2月末日とする。

第6章 その他

第25条 (規約の改正)

本規約の改正は、本連盟総会の議決を経なければならない。

第26条(細則)

本規約、執行上必要な細則は、理事会でこれを定める。

第27条 (大会)

本連盟は次の大会を実施する。

- 1. 春季・夏季・秋季定期大会
- 2. その他、理事会にて議決された大会

第28条(大会規則)

本連盟の大会規則は、公認野球規則、当該年度版全日本軟式野球競技者必携を準用する。また、本連盟は競技運営上、特別規則を理事会の議決に基づき別に定めることができる。

第29条(組み合わせ)

大会組み合わせは、出場チーム代表者による抽選会にて行う。

第30条(権利)

本連盟登録チームは、本連盟主催大会に出場権を得る。

附則

本規約は、昭和57年 4月 1日より施行する。

平成25年 3月20日改正

平成27年 2月22日改正